

家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約の運用基準 新旧対照表 (平成26年7月9日変更届出)

(下線は変更部分)

| 新 | | 旧 | |
|--|--|---|---|
| 家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約の運用基準 | | 家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約の運用基準 | |
| 1 家電品の類例について 「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約施行規則」第1条第1項に規定する別表に掲げる家電品の種類別の類例は次のとおりとする。 | | 1 家電品の類例について 「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約施行規則」第1条に規定する家電品の種類別の類例は次のとおりとする。 | |
| 種 類 | 類 例 | 種 類 | 類 例 |
| 1. 映像、音響機器 | テレビ、AVモニター、テレビ放送受信チューナー、 <u>ビデオレコーダー</u> 、 <u>デジタルビデオカメラ</u> 、DVDビデオ、 <u>ブルーレイディスクプレーヤー</u> 、カラオケ、ステレオ再生装置(コンポーネントシステム、ポータブルCD/MDプレーヤーを含む。)、 <u>録音機器</u> 、ヘッドフォンステレオ、ラジカセ、ラジオ、 <u>デジタルオーディオプレーヤー</u> | 1. 映像、音響機器 | テレビ、AVモニター、テレビ放送受信チューナー、 <u>ビデオテープレコーダー</u> 、 <u>カメラ一体型ビデオ</u> 、DVDビデオ、カラオケ、ステレオ再生装置(コンポーネントシステム、ポータブルCD/MDプレーヤーを含む)、 <u>テープレコーダー</u> 、ヘッドフォンステレオ、ラジカセ、ラジオ、 <u>デジタルオーディオプレーヤー</u> |
| 2. 情報通信機器 | パーソナルコンピューター (プリンター、 <u>スキャナー</u> 、 <u>ルーター</u> 等周辺機器を含む。)、 <u>デジタルカメラ</u> 、 <u>デジタルフォトフレーム</u> 、 <u>固定電話機</u> 、 <u>ファクシミリ</u> 、 <u>電卓</u> 、 <u>PDA</u> 、 <u>電子辞書</u> 、 <u>電子書籍リーダー</u> 、 <u>タブレット端末</u> | 2. 情報通信機器 | パーソナルコンピューター (プリンター等周辺機器を含む)、 <u>デジタルカメラ</u> 、 <u>固定電話機</u> 、 <u>ファクシミリ</u> 、 <u>電卓</u> 、 <u>PDA</u> 、 <u>電子辞書</u> |
| 3. 冷凍、冷蔵機器 | 電気冷蔵庫、電気冷凍庫 | 3. 冷凍、冷蔵機器 | 電気冷蔵庫、電気冷凍庫 |
| 4. 調理機器 | 電子レンジ、 <u>オープンレンジ</u> 、トースター、 <u>ジャー炊飯器</u> 、 <u>ジューサーミキサー</u> (単機能含む。)、 <u>電磁調理器</u> 、 <u>ジャーポット</u> 、 <u>電気オープン</u> 、 <u>電気ロースター</u> 、 <u>電気なべ</u> 、 <u>電気ホットプレート</u> 、 <u>電気コーヒーメーカー</u> 、 <u>電気もちつき機</u> 、 <u>自動製パン機</u> 、 <u>IHクッキングヒーター</u> 、 <u>フードプロセッサー</u> 、 <u>電気</u> | 4. 調理機器 | 電子レンジ、トースター、 <u>ジャー炊飯器</u> 、 <u>ジューサーミキサー</u> (単機能含む)、 <u>電磁調理器</u> 、 <u>ジャーポット</u> 、 <u>電気オープン</u> 、 <u>電気ロースター</u> 、 <u>電気なべ</u> 、 <u>電気ホットプレート</u> 、 <u>コーヒーメーカー</u> 、 <u>電気もちつき機</u> 、 <u>自動製パン機</u> 、 <u>IHクッキングヒーター</u> |

| 新 | | 旧 | |
|--|--|-------------|---|
| | ケトル | | |
| 5. 家事関連機器 | 電気食器乾燥機、電気食器洗い乾燥機、電気洗濯機、電気衣類乾燥機、ふとん乾燥機、電気掃除機、アイロン、ズボンプレスサー、電気式生ごみ処理機、ヒートポンプ給湯器 | 5. 家事関連機器 | 電気食器乾燥機、電気食器洗い乾燥機、電気洗濯機、電気衣類乾燥機、ふとん乾燥機、電気掃除機、アイロン、ズボンプレスサー、電気式生ごみ処理機、ヒートポンプ給湯器 |
| 6. 理美容、健康機器 | ヘアードライヤー、ヘアーカーラー、電気かみそり、電動歯ブラシ、電気マッサージ器、浄水器、整水器、体重計、血圧計、歩数計、体脂肪計、温水便座、エステ機器 | 6. 理美容、健康機器 | ヘアードライヤー、ヘアーカーラー、電気かみそり、電動歯ブラシ、電気マッサージ器 |
| 7. 空調機器 | エアコン、冷温風機、冷風機、除湿機、加湿器、空気清浄機、扇風機、ウインドファン | 7. 空調機器 | エアコン、冷温風機、冷風機、除湿機、加湿器、空気清浄機、扇風機、ウインドファン |
| 8. 暖房機器 | 電気ストーブ、電気毛布、電気あんか、電気コタツ、電気座ぶとん、電気足温器、電気温風機、パネルヒーター、ホットカーペット、フロアヒーター、石油ストーブ、石油ファンヒーター、FF式石油温風暖房機、カーボンヒーター、オイルヒーター、ガスファンヒーター | 8. 暖房機器 | 電気ストーブ、電気毛布、電気あんか、電気コタツ、電気座ぶとん、電気足温器、電気温風機、パネルヒーター、ホットカーペット、フロアヒーター、石油ストーブ、石油ファンヒーター、FF式石油温風暖房機 |
| 9. 電球、照明器具 | 蛍光ランプ、一般照明用電球、家庭用蛍光燈器具、家庭用白熱燈器具、庭園燈、電気スタンド、LEDランプ、家庭用LED燈器具 | 9. 電球、照明器具 | 蛍光ランプ、一般照明用電球、家庭用蛍光燈器具、家庭用白熱燈器具、庭園燈、電気スタンド |
| 10. 電池 | 乾電池（一次電池）、充電式電池 | 10. 一次電池 | 乾電池（一次電池） |
| 2 自店販売価格の表示について 自店販売価格の表示において、単に「価格をご相談下さい」、「価格応相談」旨付記する場合（以下「価格付記」という。）には、次に掲げる事項を遵守して行うこととする。この場合においても、自店販売価格は、施行規則第5条第1項第1号に規定するとおり、実際に販売しようとする価格であり、当該自店販売価格が、現実に販売される価格から大幅に乖離していないことを | | 2 （同左） | |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>要する。</p> <p>自店販売価格に単に「提供するポイントをご相談下さい」、「ポイント応相談」、「ポイント提供します」旨付記する場合（以下「ポイント付記」という。また、これと価格付記とを総称して「価格付記等」という。なお、この場合のポイントには、一定の基準に基づき提供されるポイントであって、ごく低率・低額のものとは含まないものとする（以下同じ。））も同様とする。</p> <p>(1) 価格付記等の記載は、自店販売価格の記載に重ね合わせないこと。</p> <p>(2) 価格付記等の記載の大きさは、自店販売価格の記載の幅を超えず、かつ、その記載の2分の1程度以下の文字の大きさとすること。ただし、一般消費者が容易に判読できることを要する。</p> <p>(3) 自店販売価格の記載に斜線等を入れないこと。</p> <p>なお、自店販売価格の表示において、価格付記及びポイント付記の併用はしないこととする。</p> <p>3 家電品のセット販売における自店販売価格の表示について 家電品等のセット販売における自店販売価格の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表の類例の項に掲げる商品（以下「掲名品」という。）のみのセット販売においては、販売価格の総額のみ表示をすることができる。</p> <p>(2) 一部に掲名品を含まないセット販売においては、販売価格の総額のみ表示をすることができる。</p> <p>(3) 掲名品のうち、これと他の役務の提供がセットで販売されることが商慣行となっているものと当該役務とのセット販売においては、セットを</p> | <p>3 家電品のセット販売における自店販売価格の表示について 家電品等のセット販売における自店販売価格の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表の類例の項に掲げる商品（以下「掲名品」という。）のみのセット販売においては、販売価格の総額のみ表示をすることができる。 <u>ただし、年始の初売出しにおける福袋など特段の合理的な理由がある場合を除き、セットを構成する主要な掲名品を単体で販売する場合には、その販売価格も記載することとする。</u></p> <p>(2) 一部に掲名品を含まないセット販売においては、販売価格の総額のみ表示をすることができる。 <u>ただし、年始の初売出しにおける福袋など特段の合理的な理由がある場合を除き、セットを構成する主要な掲名品を単体で販売する場合には、その販売価格も記載することとする。</u></p> <p>(3) (同左)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>構成する主要な掲名品の販売価格が判断できるようにするものとする。</p> <p><u>(4) 家電品と通信契約などの役務とをセットで販売するときの表示は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 家電品と通信契約などの役務とをセットで販売する場合において、家電品の購入者に金銭等の経済上の利益を提供する旨表示するときは、セットで販売する場合に提供する利益の額を控除した後の家電品の販売価格は表示しないものとする。ただし、家電品の販売時に即時開通する通信契約とのセット販売を訴求する場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>イ 「値引・還元を受けるには諸々の条件があります。詳しくは係員にお聞きください。」旨の記載を主たる訴求事項に近接して明示する。</u></p> <p><u>ウ 「通信契約により通信料金等が必要です。」及び「中途解約時には費用が発生します。」旨の記載を主たる訴求事項に近接して明示する。</u></p> <p><u>(5) 掲名品のうち、据付工事、設置等の作業を伴うものと当該据付工事、設置等の作業の費用とのセット販売においては、施行規則第2条第5項に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>4 「未使用品」の定義について</u> <u>規約第3条の2の「未使用品」とは、消費のために取引されたもので、使用されていないものをいう。</u></p> <p><u>5 保証期間等に関する表示について</u> 事業者が、その販売する家電品に関し保証することとしている期間と製造事業者、輸入総代理店等小売事業者以外の者（以下「製造業者等」という。）が保証することとしている期間が重なる場合には、事業者は、自社の保証期間等について、次のいずれかにより表示するものとする。 (1) 自社の保証は製造業者等の保証期間経過後に開始される旨及び自</p> | <p>(新設)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (同左)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>社の保証期間 (2) 自社の保証期間のうちには、製造業者等の保証期間が含まれる旨</p> <p><u>6 「長期保証」を訴求する表示について</u> <u>「長期保証」を訴求する表示は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 自社の保証適用範囲、保証条件等が製造事業者等の保証適用範囲、保証条件等と異なるときは、その概要を明示する。</u></p> <p><u>(2) 保証限度額が経過年数によって変化するとき、その概要を明示する。</u></p> <p><u>(3) 有料であるときは、その旨及び一般消費者の負担額又は負担率を明示する。</u></p> <p><u>7 家電品を販売する際のランク付け表示について</u> 家電品の販売に際し、売れ筋商品等としてランク付け表示を行う場合は、何についてのランクであるのかを明示し、かつ、客観的事実など合理的な根拠をもって行うものとする。</p> <p><u>8 高率又は高額の割引等を訴求する表示について</u> 自店平常（旧）価格や店頭表示価格等から高率又は高額の割引をチラシ等において訴求する場合の表示については、次のとおりとする。この場合において、割引率又は割引額の算定が合理的な根拠をもって行われていることはいうまでもない。</p> <p>(1) 自店平常（旧）価格や店頭表示価格等から10パーセントを超える割引率又は割引額（以下「高割引率等」という。）を訴求する場合は、個別の家電品ごとに製造事業者名、型名を記載して行うこととする。10パーセントを超えるポイントの提供を訴求する場合も同様とする。 なお、この場合において、一群の家電品が同一の高割引率等である場合は、当該割引率等を一括して表示することができる。</p> | <p>(新設)</p> <p><u>5</u> (同左)</p> <p><u>6</u> (同左)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>また、高割引率等の家電品が展示現品、開梱品等である場合はその旨、販売台数に限定がある場合はその台数を、それぞれ明示する。</p> <p>(2) 高割引率等であることを幅のある数値をもって訴求する場合、その最大割引率等が適用される家電品は、チラシ等に掲載されている家電品の総数の10パーセント以上存在することを要する。10パーセントを超えるポイントを提供する旨幅のある数値をもって訴求する場合も同様とする。この場合において、10パーセントか否かの判断は、いわゆる幅値引表示等の形態により、チラシ全体又は商品群により行う。</p> <p><u>9</u> 自店平常（旧）価格を比較対照価格とする二重価格表示について 自店平常（旧）価格の算定については、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日公正取引委員会公表。以下「価格表示指針」という。）の第4の2記載の考え方によることとし、「過去の販売価格」の算定においては、販売実績のデータを用いることを妨げない。</p> <p><u>10</u> 他社の販売価格との比較について 次のような他社のチラシ等を用いて自店の販売価格と対照する行為は、他社の販売価格との比較を行うものとして取り扱う。 (1) 店内の家電品ごとに他社のチラシ等を掲示して示すこと。 (2) 店内のコーナーごとに他社のチラシ等を掲示して示すこと。 (3) 自店の店頭で他社のチラシ等を掲示して示すこと。 (4) 自店の店頭等で他社のチラシ等を配布して示すこと。</p> <p><u>11</u> 平常提供するポイントの算定について 平常提供するポイント数又は率の算定については、価格表示指針の考え方に準じて行うこととする。</p> <p><u>12</u> 不当表示とならないための表示における基本的な考え方について チラシ等における表示、特に一般消費者に訴求する事項の表示において</p> | <p></p> <p><u>7</u> （同左）</p> <p><u>8</u> （同左）</p> <p><u>9</u> （同左）</p> <p><u>10</u> （同左）</p> |

| 新 | 旧 |
|---|-------------------------------|
| <p>は、その訴求内容を明確にすることとし、当該訴求事項が例外的なものであるにもかかわらず、あたかも原則的なものであるかのような訴求は行わないこととする。また、訴求する事項に例外的な事柄や限定する条件がある場合には、その旨明示することとする。</p> <p><u>13</u> 家電品の販売数量（在庫数量）について</p> <p>(1) チラシ等において、「持ち帰り」可能商品の販売や「持ち帰り」の有利性を訴求する場合及び配送又は工事を必要とする商品を連合広告でない方法で広告する場合は、各店舗5台以上の在庫を確保して行うものとする。</p> <p>(2) チラシ等において、配送又は工事を必要とする商品の販売を訴求する場合は、次のとおりとする。</p> <p>ア 連合広告であって、店舗ごとに在庫の管理をしている場合 上記(1)の原則どおり、訴求する商品を各店舗ごとに5台以上在庫を確保し、表示については、「店舗により異なりますが、各店少なくとも〇〇台はあります。」旨記載し、かつ、当該商品を取り扱わない店舗がある場合には、その店舗名を明示する。</p> <p>イ 連合広告であって、配送センター等で在庫を一括管理している場合 表示については、「店舗により販売台数は異なりますが、広告商品については総販売数量〇〇〇〇台に達するまでは全店舗で注文に応じます。」旨記載し（全店舗において在庫がある旨の表記はしないこと。）、かつ、当該商品を取り扱わない店舗及び在庫のない店舗がある場合には、その店舗名を明示する。</p> <p><u>14</u> 店舗展示現品、季節商品、閉店等により処分する場合における表示について</p> <p>(1) 施行規則第10条第2項第1号の「店舗展示現品」とは実際に店頭で展示に使用した商品をいう。</p> <p>(2) 施行規則第10条第2項第2号の「季節商品」とは扇風機、電気スト</p> | <p>11 (同左)</p> <p>12 (同左)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>ーブ、石油ストーブ等とし、その処分の回数については1店舗当たり1ヶ月を1回の売出しの単位とする。</p> <p>(3) 店舗展示現品、季節商品、閉店等により処分する場合における販売数量等の表示は、次のとおりとする。</p> <p>ア 店舗展示現品を処分する場合</p> <p>販売数量は、処分する店舗展示現品の数量が分かるよう、一括して、又は個別商品ごとに表示するものとする。特に、店舗展示現品を特定の店舗に集めて販売するときは、その販売数量が分かるようにしておくものとする。なお、これらの場合、「店舗展示現品」が1台であることが広告の表記上明らかであれば、必ずしも「販売台数1台」とまで表記する必要はない。</p> <p>連合広告により「店舗展示現品」の処分を訴求する場合には、上記によるほか、販売の準備のない店舗があるときはその店舗名を明示するものとする。</p> <p>イ 季節商品を処分する場合</p> <p>販売数量は、処分する季節商品の数量が分かるよう、一括して、又は個別商品ごとに表示するものとする。特に、季節商品を特定の店舗に集めて販売するときは、その販売数量が分かるようにしておくものとする。</p> <p>連合広告により「季節商品」の処分を訴求する場合には、上記によるほか、例外的に販売の準備のない店舗があるときはその店舗名を明示するものとする。</p> <p>ウ 閉店等により処分する場合</p> <p>販売数量は、閉店等による処分をする商品の数量が分かるよう、一括して、又は個別商品ごとに表示するものとする。特に、閉店等による処分をする商品を特定の店舗に集めて販売するときは、その販売数量が分かるようにしておくものとする。</p> | |

附 則

- この運用基準の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

2 公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日以前に事業者がした行為については、なお従前の例によることができる。